

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 外15名

被告 東北電力株式会社 外9名

第4準備書面

令和7年8月29日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社

訴訟代理人弁護士

吉原朋

同

高橋俊

同

泉篤

同

丸山真

同

中澤

同

森駿介

同 佐々木 智 生

同 宮 坂 智

同 鈴 木 莉 子

同（連絡担当） 小 林 郁 也

目次

第1 原告らの請求は認められないこと	4
1 不法行為に基づく差止請求が認められないこと	4
(1) 不法行為に基づく差止請求を認める実体法上の根拠を欠くこと	4
(2) 原告らの引用する裁判例は不法行為に基づく差止請求を認める理由とはならないこと	5
2 原告らの請求は不法行為の要件を充足しないこと	7
(1) 被害発生 of 蓋然性のみでは「権利又は法律上保護される利益」の侵害は認められないこと	7
(2) 原告らの主張する「権利又は法律上保護される利益」の侵害は認められないこと	7
(3) 被告ら8社は法的にCO ₂ 排出削減義務を負わないこと	12
(4) 被告らに共同不法行為責任が認められないこと	17
(5) 被告らは「応分の責任」に基づく割合的なCO ₂ の排出削減義務を負わないこと	20
(6) 小括	21
第2 被告ら8社の排出削減に係る主張について	22
1 電力広域的運営推進機関の供給計画の取りまとめについて	22
2 アンモニア混焼、LNG火力における水素混焼について	22
3 CCSの活用について	23
4 再生可能エネルギーについて	23
5 被告関西電力のCO ₂ 排出削減計画について	24
第3 原告らの求釈明について	25
1 「被告ら8社本体の2019年度年間排出量」(原告ら第2準備書面第2の3(2)〔7頁〕)について	25
2 原告らのその他の求釈明に対する回答の必要性がないこと	25

被告ら8社は、本準備書面において、令和7年5月15日付け原告ら第3準備書面（以下「原告ら第3準備書面」という。）、同日付け原告ら第4準備書面（以下「原告ら第4準備書面」という。）及び令和7年5月21日付け原告ら第5準備書面（求釈明にかかる被告らの回答について）（以下「原告ら第5準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論を行う。なお、略語は特記なき限り被告ら8社の従前の例による。

第1 原告らの請求は認められないこと

1 不法行為に基づく差止請求が認められないこと

(1) 不法行為に基づく差止請求を認める実体法上の根拠を欠くこと

原告らは、「未然防止原則に照らしても、被告らは、国際的な公序が求める水準までCO₂排出量を削減する義務を負」い、差止請求権が発生すると主張し、また、「日本民法の不法行為規定の制定経緯に鑑みても、不法行為の効果には差止めが含まれる」などとして、不法行為に基づく差止請求が認められるべきである旨を主張する（原告ら第4準備書面第2の1、2(1)〔22～23頁〕）。

しかしながら、我が国の民法の不法行為の規定が、名誉毀損における原状回復（民法723条）の例外を除き、金銭賠償の方法による損害賠償を定めるのみであり（民法709条、722条1項及び417条）、差止めを認める条文上の根拠を置いておらず、不法行為に基づく差止請求が実体法上の根拠を欠くことは既に主張したとおりである（被告ら8社第1準備書面第3の1〔51～52頁〕）。また、不法行為の規定は、上記のとおり、既に生じた損害の填補を予定しているところ、いかなる権利についてもその侵害に対し妨害排除等の請求権が認められるといったことは理論的にあり得ないのであり、どのような方法での救済を認めるかは、当該方法により生じる社会経済活動

の制限等との比較衡量により決められるべき立法政策の問題である¹。不正競争防止法3条1項、特許法100条1項等の例²からも明らかなように、我が国の法体系上、差止請求が必要とされる類型については立法的措置を通じて明文規定が置かれており、他方で、不法行為についてこのような立法的措置はなく、さらに、後述のとおり確立した判例法理等もないのであるから、それにもかかわらず不法行為の一般規定を根拠として不明確な差止請求が認められると解すれば、法解釈に係る予測可能性を欠き、社会経済活動を著しく制約する結果となる。

したがって、不法行為に基づく差止請求は、我が国の実体法上の根拠を欠くものであり、その解釈上も認められないから、原告らの主張は、いずれも理由がない。

(2) 原告らの引用する裁判例は不法行為に基づく差止請求を認める理由とはならないこと

原告らは、不法行為に基づく差止請求権が認められる根拠として、訴状記載の名古屋地判昭和47年10月19日判タ286号107頁・判時683号21頁等の裁判例を含む複数の裁判例を挙げる（原告ら第4準備書面第2の2(2)〔24～25頁〕）。

しかしながら、既に主張したとおり、判例として不法行為に基づく差止請求権を認めた例はなく、むしろ、最判昭和43年7月4日集民91号567頁は、民法717条の規定に基づく差止請求が解釈上も認められないことを明らかにしており、我が国の民法における不法行為は、妨害排除請求ないし妨害予防請求の根拠とはならないものと解されている（最高裁判所判例解説民事篇平成9年度(下)1447頁参照。被告ら8社第1準備書面第3の1〔5

¹ 加藤一郎『不法行為〔増補版〕（法律学全集22-II）』（有斐閣、1974）213～214頁

² その他、差止請求を認める明文規定の例として、著作権法112条1項、実用新案法27条1項、意匠法37条1項、商標法36条1項、半導体集積回路の回路配置に関する法律22条等。

1～52頁))。前記(1)のとおり、そもそも不法行為に基づく差止請求が我が国の実体法上の根拠を欠くものであることに加え、最判昭和43年7月4日集民91号567頁の判示内容等に照らせば、名古屋地判昭和47年10月19日判タ286号107頁・判時683号21頁のほか、原告らが訴状(第3の1〔11頁〕)及び原告ら第4準備書面(第2の2(2)ウ〔25頁〕)で挙げるいずれの裁判例も、不法行為を実体法上の根拠とする差止請求が認められることを基礎付けるものではない³。

以上のとおり、原告らの挙げる裁判例は、いずれも不法行為に基づく差止請求を認める理由とはならない。

³ 原告らが挙げる名古屋地判昭和47年10月19日判タ286号107頁・判時683号21頁は、既に主張したとおり、民法709条の存在はおおよそ差止請求を否定するものでない旨を述べるものの、同条を実体法上の根拠として差止請求が認められる旨判示するものではないと解される(被告ら8社第1準備書面第3の1脚注15〔51頁〕)。原告らが訴状第3の1〔11頁〕において引用するその他の裁判例(広島地決昭和36年4月10日判タ119号86頁、東京地判昭和43年9月10日判タ227号89頁及び東京地判昭和44年7月10日判タ238号151頁)は、既に主張したとおり、いずれも仮処分における判断であり、また、結論として、不法行為に基づく差止請求は認めていない(なお、東京地判昭和43年9月10日判タ227号89頁は、所有権に基づく妨害排除請求として一部の差止めを認めたにとどまるものと解される。)(被告ら8社第1準備書面第3の1脚注15〔51頁〕)。原告らが第4準備書面第2の2(2)〔25頁〕で引用するその他の裁判例について、このうち、最判昭和39年1月16日民集18巻1号1頁は、通行妨害に対する妨害排除請求を認めた判例であるものの、その法的根拠は明らかではないとされる(最高裁判所判例解説民事篇平成9年度(下)1446頁)。大判昭和7年8月10日新聞3453号15頁及び大判昭和8年7月8日新聞3586号11頁も含め、その後の最判昭和43年7月4日集民91号567頁が不法行為は妨害排除請求ないし妨害予防請求の根拠とはならないことを明らかにしていることに照らせば、いずれの裁判例も不法行為に基づく差止請求を認める根拠となるものではない。東京地判平成14年12月18日判時1829号36頁は、控訴審(東京高判平成16年10月27日判時1877号40頁)において原告らの請求がいずれも棄却され、上告審(最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁)は、景観利益の侵害による不法行為の成否について判断を示したものの、結論として不法行為の成立を否定している。その他、大阪地判支部決昭和52年4月7日判時861号54頁及び仙台地判昭和49年7月20日判時768号80頁は、いずれも仮処分事件における判断にとどまり、他の裁判例と同様、最判昭和43年7月4日集民91号567頁が不法行為は妨害排除請求ないし妨害予防請求の根拠とはならないことを明らかにしていることを踏まえると、本件において不法行為に基づく差止請求が認められる根拠とはならない。なお、原告らが言及する新潟地判昭和46年9月29日判タ267号99頁は、不法行為に基づく差止請求についての判断をした裁判例ではない。

2 原告らの請求は不法行為の要件を充足しないこと

(1) 被害発生の蓋然性のみでは「権利又は法律上保護される利益」の侵害は認められないこと

不法行為が差止請求の根拠となるものではなく、原告らの請求が失当であることは前記1のとおりであるが、この点を措くとしても、不法行為については、「権利又は法律上保護される利益」の侵害があることがその要件となっていることは論を俟たない。

この点、原告らは、被告らによるCO₂の排出行為によって、大気中のCO₂濃度の上昇や地球全体の気候変動（温暖化）の悪化が発生しており、これにより、原告らへの被害発生が蓋然性が認められる旨主張するが（原告ら第4準備書面第3〔26～35頁〕）、かかる被害発生が蓋然性だけでは、前記の不法行為の要件、すなわち、「権利又は法律上保護される利益」の侵害には至っておらず、失当である。

(2) 原告らの主張する「権利又は法律上保護される利益」の侵害は認められないこと

原告らの主張が、不法行為の要件である「権利又は法律上保護される利益」の侵害を満たしておらず失当であることは前記(1)のとおりであるが、この点をさらに措くとしても、以下のとおり、原告らの主張する「権利又は法律上保護される利益」については、そもそも「権利又は法律上保護される利益」に該当しないか、あるいはそれに対する侵害が認められないだけでなく、その侵害の具体的危険性すらも生じていないから、不法行為の要件である「権利又は法律上保護される利益」の侵害を満たさない。

ア 原告らの被害が既に生じており、不確定要素に左右されないとの主張について

原告らは、「気候変動がもたらす苛烈な暑さは、日々の暮らしを根底から揺るがし、学校生活や仕事にも影響を与えて」おり、「暑熱により熱中症の罹患の危険にさらされ、その対応のため屋外活動の制限を受けるなど、被害はすでに発生している」とし、「気候変動が深刻化し、適応を迫られ、負担を課されていること自体、原告らの被害である」と述べて、原告らに「被害」が既に生じていると主張する（原告ら第4準備書面第3の3(1)〔31頁〕）。また、原告らは、その主張する「被害」について、「時間軸を限定せず、原告らの生涯を通して把握されるべき」であり、「包括的に評価される必要がある」とし、その「被害」は、「原告らの個別的権利の侵害である」とも主張する（原告ら第4準備書面第3の3(3)、(4)〔32～35頁〕）。

しかしながら、原告らの主張する「被害」の対象・外延は、原告ら第4準備書面の記載からは明らかではなく、ひいては、その「被害」が、原告らの主張する不法行為の要件との関係でどのように位置付けられているのかも明らかとなっていない。原告らの主張する「被害」について、これを訴状において原告らが挙げていた各権利・利益に係る侵害を主張するものと善解したとしても、原告らの主張する、①苛烈な暑さによる身体及び成長発達権、自己決定権、幸福追求権の侵害（訴状第5の5(1)〔64～67頁〕）、②気候変動により生じる災害による生命、身体、財産権の侵害（訴状第5の5(2)〔67～68頁〕、第5の5(4)〔72～73頁〕）、③気候悪化による不安（訴状第5の5(3)ア〔68～70頁〕）、④自らの生活や自国から多量のCO₂が排出されていることによる自己決定権の侵害（訴状第5の5(3)イ〔70～72頁〕）、⑤その他感染症や食料不足、生態系の喪失等（訴状第5の2(5)〔47頁〕、第5の2(6)〔48頁〕、第5の3

(5)〔61頁〕)について、いずれも「権利又は法律上保護される利益」の侵害が認められないことは既に主張したとおりである(被告ら8社第1準備書面第3の2(1)ア〔54～57頁〕)。

すなわち、①苛烈な暑さによる身体及び成長発達権、自己決定権、幸福追求権の侵害(訴状第5の5(1)〔64～67頁〕)については、将来発生する地球温暖化に伴う事象が、これらの気候変動に伴う被害が現実化する確率や、被害の内容・程度、発生場所等、数多の不確定要素に左右されるものであり、原告らの生命、身体、健康への侵害はいまだ抽象的な可能性としてしか想定できず、その具体的な危険が生じているとはいえないことに加え、夏季という限られた一時期における活動を通じた利益については、成長発達権として法律上保護される利益として評価されるものともいえない。さらに、上記の事情のほか、原告らは各自の経済状況や生活環境に応じて、自らの生活を選択しているにすぎず、原告らの自己決定権や幸福追求権についての侵害が存在するということもできない(被告ら8社第1準備書面第3の2(1)ア(7)〔54～55頁〕)。

②気候変動により生じる災害による生命、身体、財産権の侵害(訴状第5の5(2)〔67～68頁〕、第5の5(4)〔72～73頁〕)については、気候変動の影響による災害等により、原告らの生命、身体、健康、財産等に対する侵害が生じることは、いまだ抽象的な可能性としてしか想定することができないものであって、その具体的な危険が生じているということができないことにつき、前記①と同様である(被告ら8社第1準備書面第3の2(1)ア(4)〔55頁〕)。

③気候悪化による不安(訴状第5の5(3)ア〔68～70頁〕)については、気候変動という不確定な将来に対して抱く抽象的な不安であるといわざるを得ず、その感じ方についても個々人で大きく異なる内容のもの

であって、法的保護の対象となるべきものとはいえない（被告ら 8 社第 1 準備書面第 3 の 2 (1) ア (ウ)〔56 頁〕）。

④自らの生活や自国から多量の CO₂ が排出されていることによる自己決定権の侵害（訴状第 5 の 5 (3) イ〔70～72 頁〕）については、被告ら 8 社の CO₂ の排出行為は、被告ら 8 社の社会経済活動に伴って生ずるものであり、被告ら 8 社の社会経済活動そのものが、原告ら自身の自己決定権の下で決定されるべき事柄ではないことは明らかであり（被告ら 8 社第 1 準備書面第 3 の 2 (1) ア (エ)〔56～57 頁〕）、⑤その他感染症や食料不足、生態系の喪失等（訴状第 5 の 2 (5)〔47 頁〕、第 5 の 2 (6)〔48 頁〕、第 5 の 3 (5)〔61 頁〕）については、いずれも原告ら自身の生命、身体、健康、財産等に対する直接の被害を主張するものではなく、原告らの権利又は利益を構成するものではない（被告ら 8 社第 1 準備書面第 3 の 2 (1) ア (オ)〔57 頁〕）。

以上のとおり、原告らの請求は、いずれも、そもそも原告らの権利又は法律上保護される利益に該当しないか、あるいは、生命、身体、健康、財産等の権利又は利益に対する侵害が認められないものを理由とする請求である。

イ 原告らは若年者であり、今後の被害発生が不確定要素に左右されないために原告らの個別的権利の侵害が生じているとの主張について

原告らは、原告らが「14 歳から 29 歳まで（提訴当時）の若年者であり、こうした原告らの年齢を踏まえると、原告らが気候変動による「被害を受ける可能性は極めて高く」、原告らにとっては、「被害発生の蓋然性を左右する不確定要素の影響はな」いのであるから、「気候変動による被害について個別的具体的危険がある」と主張する（原告ら第 4 準備書面第 3 の 3 (2)〔31 頁〕）。

しかしながら、既に主張したとおり、地球温暖化による今後の気候変動

やそれに伴って発生する被害の予測は、それらの予測が現実化する確率、現実には発生する災害等の内容や程度、現実には災害等が発生する場所等を一義に特定することができず、様々な可能性があり得るものであるから、具体的にその予測をすることはできず、将来発生する地球温暖化に伴う事象は、これらの数多の不確定要素に左右されることになる。すなわち、原告らの主張する生命、身体、健康、財産等への侵害やそのおそれは、現時点において法的に侵害と評価すべき状況が生じていないことはもとより、不確定要素が多岐にわたることからして抽象的な可能性としてしか想定することができないのであって、その具体的危険が生じているということとはできない(被告ら8社第1準備書面第3の2(1)[52～53頁]。神戸地判令和5年3月20日(丁12・44頁)参照。なお、同訴訟の控訴審判決である大阪高判令和7年4月24日(LEX/DB25622838)(丁19・11頁)は、神戸地判令和5年3月20日が、同訴訟の原告らの人格権侵害の主張につき、地球温暖化によって生命、身体、健康に被害が生じる具体的危険が生じていると認めることはできないとした判示内容を引用し、同様に、同訴訟の控訴人らによる人格権侵害の主張を排斥している。)

そして、上記各不確定要素は、各個人の年齢によって構成されるものではなく、原告らの年齢が「14歳から29歳まで(提訴当時)」であることによるその他の場合との差異を、定量的・合理的に算定することができないものではないのであるから、原告らが、その年齢を理由に、上記各不確定要素の影響を受けないなどということもできない。

したがって、原告らが若年者であることにより、今後の被害発生が不確定要素に左右されないために原告らの個別的権利の侵害が生じているとする原告らの主張には、理由がない。

ウ 小括

このように、前記(1)のとおりそもそも被害発生の蓋然性のみでは「権利又は法律上保護される利益」の侵害は認められない上、原告らの本件請求における「被害」の内容について具体的に検討したとしても、いずれも不法行為の要件である「権利又は法律上保護される利益」に該当しないか、あるいはそれに対する侵害が認められない。さらに、「権利又は法律上保護される利益」に対する侵害の具体的危険が生じているとも認められず、原告らの主張する「権利又は法律上保護される利益」の侵害がないことは明らかである。

(3) 被告ら 8 社は法的に CO₂排出削減義務を負わないこと

ア 被告ら 8 社の主張の要旨

原告らは、原告ら第 4 準備書面第 4 の 1 及び 2〔36～50 頁〕、並びに、第 5 の 1〔55～56 頁〕記載の原告らの主張を踏まえれば、被告ら 8 社は、法的に CO₂排出削減義務を負うと主張するが、以下に述べるとおり、原告らの主張はいずれも理由のないものであり、原告らの主張を踏まえても、被告ら 8 社は、法的に CO₂排出削減義務を負わない。

イ 不法行為法に係る原告らの主張は被告ら 8 社の CO₂排出削減義務を基礎付けないこと

原告らは、差止めを認めなければ人権（基本権）侵害に対して保護を与えたことにならない場合は、明文の規定がなくとも、裁判所はこれを認める憲法上の義務がある（甲 A 2 4：山本敬三「人格権」ジュリスト増刊『新・法律学の争点シリーズ 1 民法の争点』（有斐閣、2007 年）47 頁）とし、当該文献を根拠に、被告ら 8 社が排出削減義務を負うことが基礎付けられる旨主張する（原告ら第 4 準備書面第 4 の 1(1)〔36～38 頁〕）。

しかしながら、甲A第24号証では、原告が引用した部分に続けて以下のとおり述べられている。

「ただ、その場合に、基本権＝人格権に保護をあたえるとすると、それによって今度は相手方の基本権に対して、国家が制約を課することになる。立法府はもちろん、裁判所もまた国家の機関である以上、そのような制約が過度にわたることは許されない。したがって、この場合は、国家が基本権＝人格権の侵害に対して少なくとも最低限の保護をあたえることが要請されるとしても、それによって相手方の基本権に対して過度に介入することにならないかどうかの問題となり、その意味で双方の基本権の衡量をおこなうことが必要となる」

すなわち、結局のところ、原告らが摘示する文献（甲A24）は、差止めによって得られる利益と失われる利益を比較較量の上、差止めを認めるか否かを判断すべきという考え方を述べているにすぎず、不法行為法に係る原告らの主張は、被告ら8社のCO₂排出削減義務を積極的に基礎付けるものではない。

ウ 被告ら8社はCO₂排出削減義務を負わないこと

原告らは、危険な気候変動の影響は、カーボンバジェットを踏まえた緩和策（排出削減）によってのみその危険を最小化できる旨を述べた上で、原告らが請求の趣旨において求めている水準の結果回避義務が被告ら8社に認められる旨主張する（原告ら第4準備書面第4の1(2)及び(3)〔38～44頁〕）。

しかしながら、カーボンバジェットは、地球温暖化を一定の確率で所定のレベルに抑制するための将来において世界全体で排出可能なCO₂累積量をいい、CO₂以外の気候変動要因等の不確実性によって推計値が左右されるものである。

すなわち、カーボンバジェットは、現時点において、各国への配分基準が一義的に明確に定められているものではないし、配分基準について世界規模でのコンセンサスが得られているわけでもない。また、CO₂を排出する主体は事柄の性質上著しく広範である(当然のことながら被告ら8社以外にも多数存在する)が、被告ら8社にのみカーボンバジェットを基準としたCO₂排出削減を義務付ける法令上の根拠は存在しない。CO₂排出削減のための方策は多分野にわたっており、CO₂排出量削減の寄与度やコストについても様々なとらえ方があり得るし、現実の電力の需要に見合う電力をどのような発電方法により調達するかは、CO₂排出量削減のみならず、政策的観点を含め様々な観点からの検討を要する事項である(以上につき、大阪高判令和7年4月24日(LEX/DB25622838)(丁19・12頁))。

以上を踏まえれば、原告らが、原告ら第4準備書面第4の1(2)及び(3)[38～44頁]において述べる各主張を踏まえても、被告ら8社がCO₂排出削減義務を負わないことは明らかである。

エ ハーグ高裁判決は原告らの請求を棄却していること

原告らは、オランダのハーグ高等裁判所による令和6年11月12日判決(以下「ハーグ高裁判決」という。)が排出削減義務を認めたと主張している(原告ら第4準備書面第4の1(4)[45～48頁])。

しかしながら、そもそも外国裁判所の司法判断が日本の裁判所の司法判断を拘束することがないこと、及び、日本法を準拠法とする本件において先例として援用し得ないことは既に述べたとおりである(被告ら8社第1準備書面第3の2(2)ア(オ)[59頁])。

また、ハーグ高裁判決において、原告らの請求は全て棄却されている。特に、スコープ3について、ハーグ高裁判決は、世界全体で令和元年比4.5%削減というコンセンサスはあくまでも全世界の平均値として4.5%

を削減するという意味であって、その他の国際機関の報告書やシナリオを考慮しても、個別の企業に適用される具体的な削減義務を決定することができないとして原告らの請求を棄却しており(甲A21の1・7.111)、仮にハーグ高裁判決の内容を踏まえたとしても、被告ら8社がCO₂排出削減義務を負わないことは明らかである。

オ 国際的な枠組み等が被告ら8社のCO₂排出削減義務の発生根拠とならないこと

原告らは、国連指導原則、OECD行動指針、国連「グローバル・コンパクト」等に基づく主張を行っているが(原告ら第4準備書面第4の2(1)～(4)[48～50頁])、これらの国際的な枠組み等はいずれも被告ら8社に対する法的拘束力を持つものではなく、被告ら8社のCO₂排出削減義務の発生根拠となり得ないことは、既に述べたとおりである(被告ら8社第1準備書面第3の2(2)ア(7)～(11)[58～59頁])。

カ 第7次エネルギー基本計画において、エネルギーの安定供給の確保が大前提とされていること

原告らは、①既存石炭火力発電所の早期の段階的削減及び廃止が求められている、②CCS(炭素回収貯留)技術による排出抑制は経済的・技術的課題が大きい等の点を指摘する(原告ら第4準備書面第5・1(2)[55～56頁])。

しかしながら、上記①に関し、日本国内では、令和7年2月18日、経済産業省が策定した第7次エネルギー基本計画が閣議決定されている。当該基本計画では、「再生可能エネルギー及び蓄電池によって火力を完全に代替することは難しい」ことを踏まえ、「火力全体で安定供給に必要な発電容量(kW)を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量(kWh)を減らしていく。具体的には、トランジション手段としてのLNG火力の確保を燃料の確保と併せて進めるとともに、水素・アンモニア、C

C U S等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見可能性を確保しながら進めていく。加えて、非効率な石炭火力のフェードアウトを促進する。」ことが明記されており、また、石炭火力発電について、「電力の安定供給の確保を大前提としつつ非効率な石炭火力のフェードアウトを着実に推進していく」との方針が示されている（丁20・43～45頁（太字枠線部は被告ら8社代理人が付した。））。

すなわち、第7次エネルギー基本計画においては、非効率な石炭火力のフェードアウトを促進・推進する方針が示されているものの、安定供給を犠牲にしたフェードアウトは志向されていないことはもとより、既存石炭火力発電所全般について早期の削減及び廃止が求められているものでもない。この点、原告らの請求は、被告ら8社の事業者としての予測可能性のみならず、日本国全体に対するエネルギーの安定供給に影響を及ぼしかねないものであり、このような重大な影響を及ぼす請求が、何ら明確な法的根拠のないままに認められることがあってはならない。

上記②に関し、C C S（炭素回収貯留）技術については、令和5年3月、経済産業省が「C C S長期ロードマップ検討会最終とりまとめ」（丁21、以下「C C Sロードマップ」という。）を公表している。C C Sロードマップでは、2030年までが「ビジネスモデル構築期」と位置付けられ、C C S事業の普及・拡大に向けて横展開可能なビジネスモデルを確立するため、2030年までの事業開始を目標とし事業者主導による「先進的C C S事業」を選定し、国による集中的な支援の対象とする旨が明記されているところ（丁21の1・3、16頁）、既に「先進的C C S事業」として9案件が選定され（丁21の2）、サプライチェーン上の各種課題の解決に向けた検討が進められている。

また、令和6年5月、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」（いわゆるCCS事業法）が成立する等、各種法律・制度の検討も進められている。

このようにCCS（炭素回収貯留）技術の実用化に向けた環境整備が着実に進捗している中、被告ら8社に対し、原告らが一方的に決定した水準のCO₂排出削減義務を認める必要性は認められない。

(4) 被告らに共同不法行為責任が認められないこと

ア 被告らによるCO₂排出行為に共同不法行為が成立しないこと

原告らは、大阪地判平成7年7月5日判時1538号17頁（西淀川大気汚染公害第2～4次訴訟判決）を引用しつつ、被告らによるCO₂排出行為はいわゆる「重合的競合」とであると評価されるべきであり、民法719条を適用ないしは類推適用して、共同不法行為が成立する旨主張する（原告ら第4準備書面第4の3(1)〔51～52頁〕）。

しかしながら、そもそも原告らの主張する被告らの行為は、不法行為の要件を充足するものではない上、CO₂排出行為は、大気汚染公害のように、直ちに生命・身体に対する被害を生じさせ、又は被害を生じさせる高度の蓋然性をもたらす、それ自体有害な物質を排出するものではなく、地球温暖化による被害は、地球全体のあらゆる生命活動、社会経済活動等に伴うCO₂排出行為によって生じるものであって、「重合的競合」と評価し得る場合とは事案を異にするから、民法719条を適用ないし類推適用することはできない。

既に被告ら8社第1準備書面第3の2(1)及び(2)〔52～62頁〕において主張したとおり、原告らの本件請求は、いずれも、原告らの権利又は法律上保護される利益に該当しないものを主張するに過ぎないか、あるいは、生命、身体、健康、財産等の利益に対する侵害が認められない上、これらの権利又は利益に対する侵害の具体的危険が生じているとも認められな

いことから、「権利又は法律上保護される利益」の侵害及びその具体的危険が認められない。また、原告らが被告らの排出削減義務の根拠として主張する国際枠組み等は、いずれも被告ら 8 社に対する法的拘束力を持たず、国内法にもこれを義務付ける規定は存在しないから、被告ら 8 社は法的に CO₂排出削減義務を負うものではない。

さらに、CO₂は、それ自体直ちに原告らの生命・身体に対する被害を生じさせ、又は被害を生じさせる高度の蓋然性をもたらすものではなく、それ自体が健康に悪影響を与えることが明らかな大気汚染物質の排出行為が問題となった西淀川大気汚染公害第 2 ～ 4 次訴訟判決とは事例が異なり、被告らの CO₂排出行為が「客観的に共同して被害が発生していることが明らか」であるとはいえないのであるから、「重合的競合」と評価して民法 719 条を類推適用できる事案でもない。

よって、被告らの CO₂排出行為について、民法 719 条の適用ないし類推適用により共同不法行為が成立するとの原告らの主張は、その前提を欠き失当である。

イ 被告らからの CO₂の排出と原告ら個々人の被害との間に相当因果関係は認められないこと

原告らは、民法 719 条 1 項が、損害の発生に対する寄与の程度が不明な場合であっても、寄与が認められる以上は、被害者保護の見地から個別の加害行為と結果との間に因果を肯定する趣旨を含む(最判令和 3 年 5 月 17 日民集 75 卷 5 号 1359 頁)ところ、被告らを含む世界中の排出源からの排出行為が累積し、その結果としての累積 CO₂が CO₂の濃度上昇と気候変動の悪化をもたらし、その中で原告らが被害を受けるのであるから、累積 CO₂と被害の結果の間に因果関係が肯定でき、さらに、被告らの個別排出行為と原告の個別の被害との間にも事実的因果関係が認められると主張する(原告ら第 4 準備書面第 4 の 3(1)〔50 ～ 51 頁〕)。

しかしながら、前記最判令和3年判決は、民法719条1項後段が、複数の者がいずれも被害者の損害をそれのみで惹起し得る行為を行い、そのうちのいずれの者の行為によって損害が生じたのかが不明である場合に、被害者の保護を図るため、公益的観点から、因果関係の立証を転換して、上記行為者らが自らの行為と損害との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り、上記行為者らに連帯して損害の全部について賠償責任を負わせる趣旨の規定と解している。しかるところ、前記のとおり、CO₂は、大気汚染物質等のようにそれ自体が健康に悪影響を与えることが明らかであるような本来的に有害な物質ではないのであって、それ自体直ちに原告らの生命・身体に対する被害を生じさせ、又は被害を生じさせる高度の蓋然性をもたらすものでもなく、CO₂の排出及びCO₂の累積は、あらゆる生命活動、経済活動等に伴って発生するものであること、地球温暖化の被害は、地球全体のCO₂排出行為によってCO₂濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことで生じるものであって、個々の排出行為ないし累積CO₂と個々の被害との間に直接的関係はないことからすれば、被告らのCO₂排出行為は民法719条1項後段の射程には含まれず、被告ら8社又は被告らの個別のCO₂排出行為と原告らの個別の被害との間に因果関係は認められない(大阪高判令和7年4月24日(LEX/DB25622838)(T19・12頁)参照)。

また、被告ら8社第1準備書面第3の2(3)〔62～65頁〕において主張したとおり、わずかでもCO₂排出による気候変動の激化について寄与があれば因果関係を認めるとすると、地球上のあらゆる人為的なCO₂の排出源が、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責する対象となり得ることになり、全世界の個々の人々に生ずるおそれのある被害を帰責する対象ともなり得る。そのため、他者の社会経済活動を差し止めるための因果関係を認めるには、被害の発生を当然に帰責できるだけの連関の強さ

が必要不可欠である。この点、2019年における被告らのCO₂排出量は世界全体のCO₂排出量の0.910%を占めるにとどまっており、被告ら8社又は被告らのCO₂排出行為に、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責できるだけの連関は認められない。この点を措くとしても、地球温暖化は多様なCO₂の人為的排出源の全てが寄与して生じており、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を防止するためのCO₂の排出削減方法も多様なものがあり得るところ、排出を削減すべき排出源や削減量があらかじめ一義的に定まるわけではなく、かかるCO₂排出削減方法の選択・決定は、政策的観点から民主制の過程によって行われるべきものであり、その選択・決定なしに、多様な排出源のうち特定のものを、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を帰責させる対象として選択・特定することはできない（以上につき、神戸地判令和5年3月20日〔平成30年（ワ）第1551号〕（丁12）参照）。

したがって、被告ら8社又は被告らによるCO₂の排出と、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害との間に相当因果関係は認められず、原告らの前記主張は失当である。

(5) 被告らは「応分の責任」に基づく割合的なCO₂の排出削減義務を負わないこと

原告らは、日本が国連気候変動枠組み条約の締約国であり、温室効果ガスの排出に応じた責任（応分の責任）を負うところ、被告らは、民間の排出事業者であるが、日本のCO₂の排出量削減目標の成否を左右し得る地位にある主体であって、企業活動として排出行為により利益を得ていることに対応する社会的責任を負うことを根拠として、被告らもCO₂の排出削減について応分の責任を負うとした上で、世界中のCO₂の排出に対する被告らの寄与度を具体的に特定することは極めて困難であることから、国際的なコンセ

ンサスに基づき割合的にCO₂の排出削減義務が認められる旨主張する（原告ら第4準備書面第4の3(2)〔53～54頁〕）。

原告らの主張する「応分の責任」の法的意義は定かではないが、法的なCO₂排出削減義務を意味するものであるとすれば、かかる主張は失当である。

すなわち、原告らが「応分の責任」の根拠として主張する「国連気候変動枠組み条約」は、その排出量にかかわらず、私人である被告ら8社に対して何らの法的義務を課すものではなく、原告らが述べる「社会的な責任」も法的義務の発生根拠とはなり得ない。また、パリ協定やグラスゴー気候合意その他原告らの指摘する国際的枠組み等は、いずれも被告ら8社に対する法的拘束力を持たず、国内法にもCO₂排出削減義務の発生根拠となり得る規定は存在しないことは、前記2(3)イないしオにおいて述べたとおりである。

したがって、被告ら8社に対して割合的なCO₂排出削減義務を課す法的根拠は存在しないのであって、被告らは、原告らの主張するような「応分の責任」に基づく割合的なCO₂排出を削減する法的義務を負うものではない。

(6) 小括

以上のとおり、原告らの主張する「権利又は法律上保護される利益」の侵害は認められず（前記2(1)及び(2)）、被告ら8社は法的にCO₂排出削減義務を負わない上（前記2(3)）、被告らの間で共同不法行為も成立せず（前記2(4)ア）、被告ら8社又は被告らからのCO₂の排出と、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害との間に相当因果関係も認められないのであって（前記2(4)イ）、被告らにつき共同不法行為関係があり、それぞれ応分の排出削減義務として原告ら請求の割合による排出削減義務が認められるとする原告らの主張は失当である（前記2(5)）。

第2 被告ら8社の排出削減に係る主張について

1 電力広域的運営推進機関の供給計画の取りまとめについて

原告らは、電力広域的運営推進機関による供給計画の取りまとめにおける電力量の算定は実情とかけ離れているものではないと主張する（原告ら第4準備書面第5の2(1)〔57頁〕）が、被告ら8社が既に主張したように（被告ら8社第1準備書面第2の8(6)〔46頁〕）、同機関による供給計画の取りまとめは、「運転コストが安いものから順に発電量を積み上げている」ため運転コストが相対的に安価な石炭火力の発電電力量が多く見積もられているという特定の前提・条件のもとで発電事業者が立てた計画に基づいて算出される電力量に過ぎない（丁22・34頁、丁23・25頁）。

また、第6次エネルギー基本計画は徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大等、エネルギーの需給両面における様々な課題が最大限に克服されたと仮定した場合のエネルギー需給の見通しを示すものであって（丁24・105頁）、電力広域的運営推進機関による供給計画の取りまとめとは性質が異なり、両者を比較して論じるのは適切ではない。

2 アンモニア混焼、LNG火力における水素混焼について

原告らは、水素やアンモニアを石炭火力発電所において混焼又は専焼することによってCO₂排出削減を図るのは石炭火力発電の延命措置であり不適切であるなどと主張する（原告ら第4準備書面第5の2(2)〔57～58頁〕）。

しかしながら、水素やアンモニアの混焼又は専焼は、日本政府が2025年に策定した第7次エネルギー基本計画（丁20・49～51頁）においても火力発電における脱炭素燃料として位置付けられているのであって、被告ら8社がCO₂排出削減のためにこれらの技術の利用も想定することは何ら不当ではない。

3 CCSの活用について

原告らは、CCSは高コストで削減効果が不十分であり、現実性に欠け、火力発電の利用を延命させる宣伝に過ぎないなどと主張する（原告ら第4準備書面第5の2(3)〔59～60頁〕）。

しかしながら、第7次エネルギー基本計画（丁20・60～62頁）において、CCSを含むCCUS⁴は、「鉄、セメント、化学、石油精製等の脱炭素化が難しい分野や発電所等で発生したCO₂を地中貯留・有効利用することで、電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野において脱炭素化を実現できるため、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に不可欠となっている。」とされており、被告ら8社がCO₂排出削減のためにこれらの技術の利用も想定することは何ら不当ではない。

4 再生可能エネルギーについて

原告らは、再生可能エネルギーについて、電源の大部分を再生可能エネルギーに転換するポテンシャルは十分に存在しており、水素・アンモニア混焼等による石炭火力や天然ガスの新設・リプレイスといった対応ではなく、再生可能エネルギー導入を拡大すべきであるなどと主張する（原告ら第4準備書面第5の2(4)〔60頁〕）。

しかしながら、被告ら8社が既に主張したように（被告ら8社第1準備書面第2の9(1)〔47頁〕）、再生可能エネルギーについては、現実的に発電装置を設置可能な土地、海洋の多寡、地元住民等の関係者との調整可能性、再生可能エネルギーの大量導入による資本コスト、電力系統の補強や安定性維持等の系統コストの増加による社会コストの増加等の諸条件を考慮する必要がある、当然かつ容易にその導入を拡大し、依拠できるものではない。

⁴ CCSとはCO₂の「回収」(capture)・「貯留」(storage)を意味し、これに「有効利用」(utilization)を加えたものがCCUSとされる。

また、原告らは外国の状況に言及するが、そもそも日本と外国とでは、上記の諸条件がそれぞれ異なっている。特に電力の供給不足が生じた場合でも、国際送電線によって他国から電気を輸入することができる欧州諸国と島国であるためそのような状況にない日本とでは、電力の安定供給を確保する観点から、再生可能エネルギーの導入可能性に大きな違いがあるため、日本と外国とを同列に論じることはできない。

5 被告関西電力のCO₂排出削減計画について

原告らは、被告関西電力のCO₂排出削減目標は具体性に欠けており、目標としても不十分であるなどと主張する（原告ら第4準備書面第5の3〔61～71頁〕）。

しかしながら、被告関西電力を含む被告ら8社のCO₂排出削減目標は、電力の安定供給を最重要課題の一つとした上で、日本のエネルギー政策、利用可能な各種エネルギー源の構成、電力需要の予測、発電及びCO₂削減技術の現状並びに将来予測、これらの環境への影響等の諸要素を総合的に考慮したものであって、何ら不十分・不適切ではない。

なお、被告関西電力は、その「ゼロカーボンロードマップ」において、「ゼロカーボン火力」や「CCUS」についての具体的な取組みを記載しており（丁25）、統合報告書においてもゼロカーボンへの具体的な取組みや進捗状況を記載している（丁26）。

また、図17（原告ら第4準備書面第5の3(3)〔70頁〕）は、記載された数値の詳細が不明であり、かつ2030年度の想定排出量についてもその算定方法が明示されていないなど、どのような推計に基づくものか不明である。

さらに、原告らは、被告関西電力の再生可能エネルギー比率は、大型水力発電以外の太陽光等については0.01%に過ぎないと主張するが、再生可能エ

エネルギー比率を検討するのであれば、CO₂を排出しない水力発電も含めてその比率を評価すべきである。

第3 原告らの求釈明について

1 「被告ら8社本体の2019年度年間排出量」(原告ら第2準備書面第2の3(2)〔7頁〕)について

被告ら8社は、被告ら8社第1準備書面第2の7(1)ウ〔35～36頁〕において、被告ら8社の2019年度における「エネルギー起源CO₂(発電所等配分前)」の排出量を述べたが、これらは被告ら8社の法人単体の排出量であり、100%子会社を含むものではない。

被告ら8社の法人単体の排出量に、国が公表している、各被告ら8社の100%子会社である送配電事業者又は送電事業者(●●電力ネットワーク株式会社、●●電力送配電株式会社等)の2019年度における「エネルギー起源CO₂(発電所等配分前)」の排出量⁵を加えると、原告ら第2準備書面第2の1記載の表「修正表29のうち被告ら本体の2019年度の年間排出量(万t-CO₂)」〔3頁〕における「本体排出量」の数値と一致する(万t-CO₂:未満四捨五入)。

2 原告らのその他の求釈明に対する回答の必要性がないこと

そもそも、裁判所による釈明権の行使は、訴訟における争点、主張等を整理し、真に争点となる事項に審理を集中させることによって事案の適正かつ迅速な解決を図るために行われるものであり、当事者が求釈明申立ての名目のもとに審理に必要ではない事項について探索的な情報収集を行うことは認められる

⁵ 環境省及び経済産業省 令和4年12月13日付け「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による令和元(2019)年度温室効果ガス排出量の集計結果」(令和5年10月27日修正)(https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/result/r01/result_R1_20231027.pdf)

べきではない。

原告らは、被告ら 8 社の 2013 年度や 2019 年度の CO₂ 排出量について詳細を明らかにするよう求めるものと思われるが、被告ら 8 社が既に主張したように、これらの CO₂ 排出量は、原告らの請求が訴訟要件を満たし、さらに、被告ら 8 社が、法的義務としての CO₂ 排出削減義務を負うことが認められなければ、本件訴訟の審理において問題となるものではない。

換言すれば、例えば原告らは、国連指導原則等の国際的規範、海外における気候訴訟判決、環境基本法等の国内法等を根拠に被告ら 8 社が法的義務としての CO₂ 排出削減義務を負うと主張するものと思われるが、この点についての審理において、原告らが求めている上記 CO₂ 排出量の詳細は関連性がない。

この点は訴状の構成からも明らかであり、原告らが被告ら 8 社の上記 CO₂ 排出量の詳細に言及するのは「第 7 被告らの義務違反行為」以降〔訴状 116 頁以降〕においてであって、このことから原告らが「第 6 被告らの排出削減義務（違法性）」の「4 結語」〔訴状 114～115 頁〕において主張する被告ら 8 社の法的義務としての CO₂ 排出削減義務の存在が前提とされていることは明らかである。

以上から、原告らの請求が訴訟要件を満たすことや被告ら 8 社が法的義務としての CO₂ 排出削減義務を負うことなどが認められていない現時点において、被告ら 8 社が上記 CO₂ 排出量の詳細について原告らの求釈明に回答する必要性はない。

原告らの求釈明は、現在の審理状況に鑑み回答する必要のない事項について、被告ら 8 社が公表していない情報を含め探索的に開示を求めるものであって求釈明の濫用ともいうべきであり、本件訴訟上の争点に至らない事項に関する議論の拡散を生じさせることとなり、その結果、審理の遅延を招き訴訟経済にも反するものであるといわざるを得ず、認められるべきものではない。

以 上